

雨水貯留タンク設置補助制度

近年のゲリラ豪雨や宅地化の進展とともに降った雨が地下に浸透しにくくなり、降雨時には一度にたくさんの雨水が河川等へ流れ出るようになりました。

津市では、雨水の流出抑制を図るため、^{※1}雨水排水区別計画区域内の建物に雨水貯留タンクの設置をご協力いただく方へ設置費用の一部を補助します。

※1 雨水排水区別計画区域とは、津市公共下水道事業全体計画における雨水排水区別計画区域で志登茂川処理区及び中央処理区の全域、雲出川左岸処理区並びに棕本処理区の都市計画区域をいいます。（市内の一部で制度をご利用できない地域があります。事前にお問い合わせください。）



設置イメージ

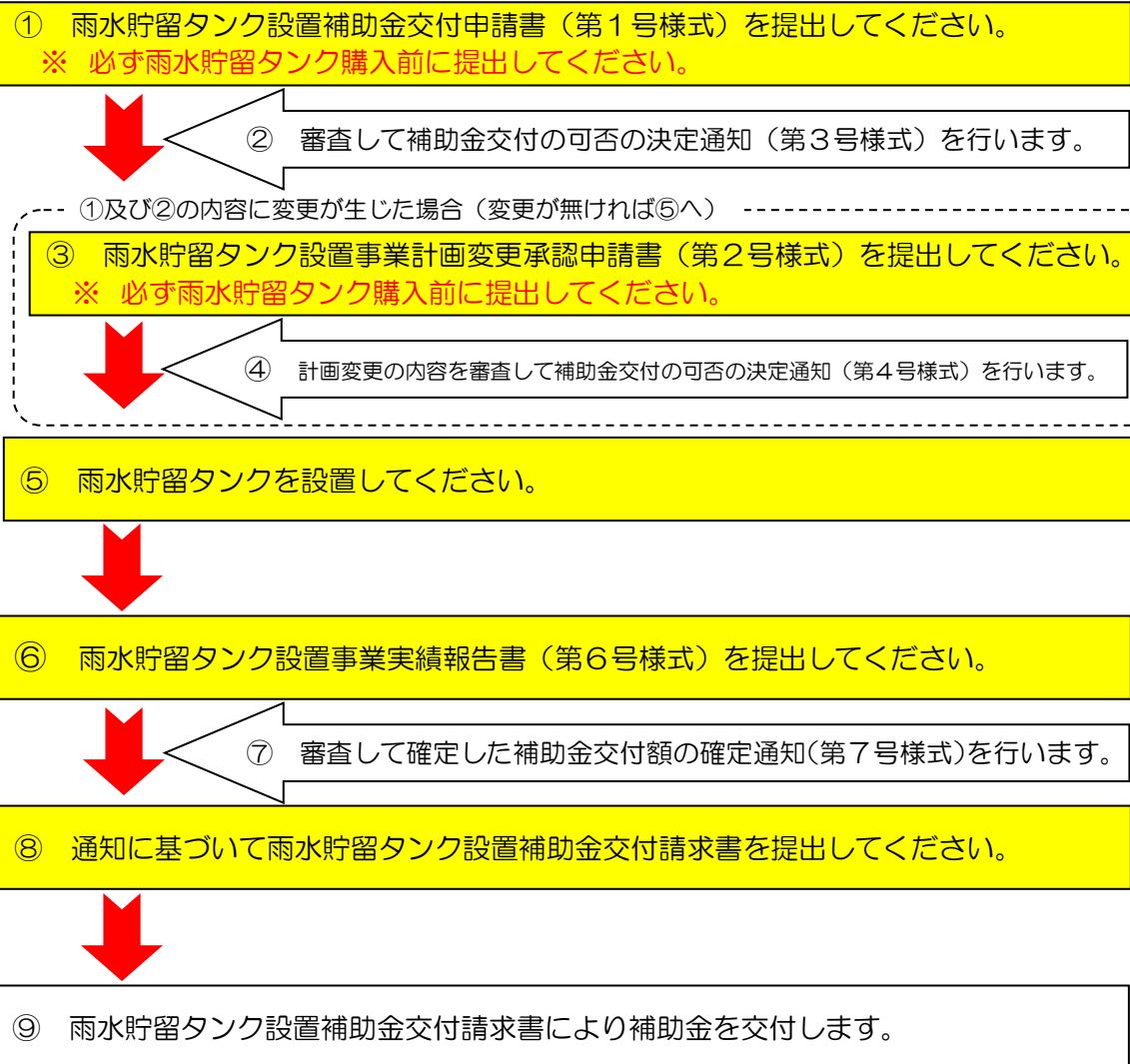
◆ 補助金制度概要

補助金額	雨水貯留タンクの購入費及び設置費の2/3以内 ※ 限度額は40,000円となります。 ※ 本体購入費、設置工事費を対象とします。 ※ 1,000円未満の端数金額は切捨てとなります。
補助対象	雨水貯留タンクとして市販されている貯留容量80ℓ以上のもの ※ 市内業者で購入及び設置したものに限りです。 ※ 1棟あたり1回限り、1基を限度とします。
要件	1 雨水排水区別計画区域内の建物へ雨水貯留タンクを設置される方 2 雨水貯留タンクの維持管理を適正に行える方

◆ 雨水貯留タンクの効果

- 治水対策 屋根に降った雨を貯留タンクに一時的に貯めることで、雨水が一気に側溝や河川に流れることを防ぎます。
- 雨水の有効活用 雨水貯留タンクに貯めた雨水は、庭や草木への散水等に利用できます。
- 防災対策 災害時の消火用や、非常時のトイレ用水などの生活用水にも利用できます。

◆ 補助金交付までの流れ



※ が補助を受ける方の手続きです。

お問い合わせ

津市上下水道管理局 営業課

〒514-0073 三重県津市殿村5番地（津市上下水道庁舎2階）

TEL 059-239-1031 FAX 059-237-5819